

大臣宣言
G7デジタル大臣会合
2022年5月11日

1. 我々、G7 デジタル担当大臣は、ドイツ連邦共和国のデジタル・交通大臣フォルカー・ウィッシング議長のもと、「Stronger Together」を目的に、デジタル化に関連する現在の課題と関連するフレームワークについて議論するため、2022年5月10日及び11日に会合した。
2. 我々は、ロシア連邦のウクライナに対するいわれのない不当な侵略戦争に驚愕し、最も強い言葉で、これを非難する。この戦争は、地上だけでなく、オンラインでも繰り広げられている。そのため、我々、G7 デジタル担当大臣は、サイバー・レジリエンスという喫緊の課題について議論し、2022年5月10日に共同宣言「ウクライナでの戦争に関連したデジタルインフラのサイバー・レジリエンス」を公表した。
3. 我々は、戦場としてのデジタル領域の使用に対抗することを決意する。我々は、ロシアの悪意あるサイバー活動、情報操作、干渉、オンライン偽情報キャンペーンを非難する。我々は、ロシアの人々が偏りのない事実に基づいた情報にアクセスする権利を確認し、オンラインでの表現の自由を擁護することをコミットする。
4. そのため、我々は、2022年6月19日のG7メディア大臣会合が、偽情報への対処や報道関係者の表現の自由の保護を含め、現在の世界のメディア政策状況を詳細に検討することを歓迎する。
5. 我々は4月1日の第49回人権理事会で採択されたウクライナ主導の「人権の享有と実現に対する偽情報による悪影響に対抗する上での国家の役割」に関する国連人権理事会決議（A/HRC/49/L.31/Rev.1）を強く支持する。
6. 我々は、民主主義に対する外部の脅威から民主主義システムと開かれた社会を守るために、既存のイニシアティブに沿って、情報操作、偽情報、その他の形態の悪意のある妨害に協調して対応する能力を強化することを目的に、G7 即応メカニズム（RRM）に引き続きコミットする。
7. 我々はOECDなどの関係する国際機関やその他のイニシアティブ、市民社会、学術界、産業界との連携を強化し、情報操作、偽情報、安全保障や人権の享受を制限し、もしくは民主主義を損ない、安全を脅かすようなあらゆる形態の悪意のあるオンライン活動に対処することをコミットする。

8. 各国が地域、国、国際レベルでどのようにデジタルトランスフォーメーションに取り組むかは、イノベーション、経済発展、環境、繁栄、すべての人の機会均等に大きな影響を及ぼす。
9. 世界中の政府、民間企業、市民社会、学術界、その他のステークホルダーは、新型コロナウイルスの大流行、気候変動、環境、その他のグローバルな課題に取り組み、より豊かで強靱な経済社会を構築するために、インターネット、デジタル技術、データにますます頼るようになる。
10. 我々は、イノベーションを支援し、民主的価値及び普遍的な人権の尊重を強化する、自由でグローバル、オープンで相互運用可能な、信頼性が高く、安全な一つのインターネットを維持するための協調的努力を継続する。我々は、これらの価値や権利を損なう可能性のある措置に反対することを再確認する。
11. 我々は、未来のインターネットに関する宣言で提示されたビジョンを支持し、前進させるというコミットメントを再確認する。
12. この点に関し、我々の自由民主主義に沿って、デジタルトランスフォーメーションを形作るための G7 外務サブシェルパの取組を歓迎する。
13. 我々は、政府、市民社会、学術・科学コミュニティ、民間セクターのステークホルダーが、関連する重要課題や政策アプローチについて意見交換するべく、2022 年 4 月 6 日にオンラインで開催された「データのガバナンスとフロー及びデジタル-環境ネクサスに関する G7 マルチステークホルダー会議」における議論に留意する。我々は、これらのテーマについて G7 におけるより緊密な協力を求めるステークホルダーの声に応え、G7 デジタル・技術トラックで進行中の取組に対する提案について検討することをコミットする。
14. その中で、デジタル化自体の二酸化炭素排出量と資源消費量を削減しながら、環境・気候変動にデジタル化のポテンシャルを上手く活用する方法、標準化の支援、DFFT の促進、デジタル競争市場への支援、安全なオンライン環境のための eSafety の強化、電子的移転可能記録及び商品輸送に関するその他デジタル情報の使用と受け入れの促進について議論した。

デジタル化と環境

15. 我々は、カービス・ベイでの 2021 年の G7 首脳会議において、我々の地球を保護するという目的に対する我々のコミットメントを再確認し、環境保護の強化と温室効果ガス排出ネットゼロの達成にデジタルソリューションが貢献できることを強調する。同時に、我々は、データセンターや通信ネットワークなどのデジタル技術やサービスの利用の増加に伴うエネルギーや資源の需要の高まり、及びデジタル機器やデバイスの生産、使用、廃棄が環境に与える影響を認識する。

16. 民間企業、市民社会、学术界のステークホルダーとの対話において、我々は、デジタル化が環境と気候に与える全ての影響をより総合的に測定することの重要性を認識し、ネットゼロ、ネイチャー・ポジティブ、資源効率の良い経済とデジタル・エコシステムのためにデジタル技術をより良く活用する方法を模索する。
17. この潜在能力を引き出すために、我々は、専門家やステークホルダーとともに、G7 ドイツ議長国下で、2022 年後半のイベントも含め、下記の目標に向かって取り組む。
 - 民間企業、特に中小零細企業が、デジタル技術をより良く利用し、デジタルによって可能になるビジネスモデルを通じて、環境負荷を削減することを支援するためのデジタル化の可能性と政策措置を特定するツールキットを開発する。
 - データセンターや通信ネットワークなどのデジタル技術及びサービスの利用において、透明性を高め、エネルギー・資源効率を向上させるためのインセンティブを創出するためのアプローチ及び提案を共有する。
 - 既存の取組と重複することなく、新しいデジタル技術を含む、ハードウェア及びソフトウェアのエネルギー・資源効率の良い生産、使用、再利用及び廃棄を、例えば、技術標準、設計段階からの持続可能性の確保及びエンドユーザーの強化を通じて、促進するためのアプローチ及び提案を共有する。

標準化

18. 我々は、我々の開かれた、民主主義的価値と原則に沿った、包摂的なマルチステークホルダー・アプローチに基づく、オープンで民間企業主導の、自発的かつ合意に基づいた標準の開発を支援するための、G7 及び同志国パートナーとの国際協力に対する我々の支持を確認する。我々は、技術標準の開発方法を根本的に再構築しようとするいかなる政府強制のアプローチに反対することを再度表明し、既存のプロセスと重複することなく、効率的かつ継続的な G7 の調整を更に強化する。
19. この文脈で、我々は、技術標準開発が、貿易の技術的障害に関する WTO 協定 (TBT) のグッドプラクティス及び国際標準開発のための原則に関する TBT 委員会決定に沿った透明性、プロセスと参加の開放性、妥当性及び合意に基づく意思決定に引き続き裏打ちされる必要があることを改めて表明する。
20. 我々は、2022 年 4 月に開催されたマルチステークホルダー専門家ワークショップで開始された議論を基に、2022 年 9 月に計画されているハイレベルのマルチステークホルダーイベントを含む、ドイツの G7 議長国下でのイベントを歓迎する。我々はまた、デジタル及びグリーントラン

スフォーメーションに向けた標準化の支援に関する議論や、標準化プロセスへの参入障壁の除去を支援するための、中小零細企業の標準化への参加及び教育を改善する分野についての議論を促進する G7 議長国ドイツの取組を歓迎する。

データ

21. 我々は、「信頼性のある自由なデータ流通」(DFFT)が、イノベーション、繁栄、民主主義的価値を支えるものであることを認識する。2019年 G20 大阪首脳宣言、2021年英国議長下で策定された G7DFFT に関する協力のためのロードマップ及び G7 デジタル貿易原則を踏まえ、我々は、このトピックに関する取組を継続するための G7 DFFT アクションプラン(附属書 1)を採択する。
22. 我々は、我々が共有する民主主義的価値と、DFFT の利益を制限する措置に対処する決意を再確認し、デジタル保護主義に反対する。データガバナンスに対する我々の多様なアプローチを認識しつつ、我々は、機会を活用し、特にセキュリティ、プライバシー、データ保護及び知的財産権の保護に関連して生じる課題に対処するために、引き続き協力する。
23. G20 ローマ首脳宣言に基づき、我々は、将来の相互運用性を促進するため、我々の共通理解を深め、信頼性のあるデータ流通を可能にする既存の規制アプローチと手段の間の共通性、補完性及び収斂の要素の特定に向けた取り組むための努力を強化する。
24. DFFT 促進のための G7 アクションプランの採択に伴い、我々は、国際データスペースの可能性についての知識を共有し、デジタル貿易の文脈で DFFT を推進し、規制協力を継続し、将来の相互運用性を促進するために共通性を構築し、DFFT のための証拠基盤を強化することへの我々のコミットメントを表明する。

競争

25. 競争的なデジタル市場は、イノベーションと、世界経済の強固で持続可能かつ包摂的な成長の潜在的可能性を示している。我々はまた、デジタル技術と市場のダイナミックな発展の観点から、効果的な競争政策手段の必要性を認識し、既存の競争政策手段を補完または調整するために、オンラインプラットフォームによって生じる競争の懸念に対処する新しいまたは更新された規制と競争の枠組みが必要となる可能性を認識する。これは、競争可能性と公平性の保護との関連で特に重要であろう。
26. フランス及び英国議長下の G7 における最近の取組に基づき、我々は、特に既存の国際的及び多国間フォーラムを通じて、プラットフォーム規制及びその実施に関するものを含むデジタル競争に関する問題についての協力を更に深めることを決定した。

27. 我々は、競争的なデジタル市場を支援するための更なる調整を促進する観点で、G7における関連する枠組み及びルール相互理解を向上させるために、G7内のデジタル市場における競争、競争可能性及び公平性に関する法的アプローチの包括的な概要をまとめる。
28. 我々は、デジタル市場における競争に関連した執行及び政策アプローチに関する交流を促進するため、2022年秋に行われる更なる議論及びG7の関連する意思決定者間の関連トピックを支持する。
29. 我々は、G7の競争当局間の継続的な情報及び経験の交換を歓迎する。これは、政策立案者と競争当局が、共通の目標に向けて努力するために、他者から得られた教訓から恩恵を得、グッドプラクティスを共有することを可能にするはずである。

eSafety (イーセーフティ)

30. 我々は、オンラインの安全性を向上させ、インターネット上の違法・有害コンテンツ及び活動を削減するという我々のコミットメントを再確認し、2021年の英国のG7議長国の下で開始された協力を、関連するステークホルダーを取り込みながら継続する。
31. 我々は、2022年秋に予定されている、eSafety技術がどのように機能し、既に使用されているか、また、オンライン環境をより安全にするためにどのような行動が必要かを評価することを目的とした、マルチステークホルダー・ダイアログを歓迎する。eSafetyの向上は、政府、企業、学术界、市民社会、その他のステークホルダーの共通の責任である。技術的なソリューションに加えて、安全で責任あるインターネット利用には、デジタル技術とメディアリテラシーの向上を通じて力を得たすべての人が情報に基づいた判断を行うことが必要である。
32. 我々は、オンライン上の市民、特に最も影響を受けやすい脆弱な人々、特に女性や子どもを保護すべきである。我々は、プラットフォーム・プロバイダー及びその他の関連企業に対し、法的義務に加え、既存のルールを遵守し、安全なオンライン環境を促進するための自主的な取組を強化するよう求める。違法・有害なオンラインコンテンツや活動に対抗するための彼らの決定や措置は、世界、国、地域レベルで透明性があり、理解しやすく、一貫性をもって利用規約に沿った形で適用され、表現の自由など、オンラインでの人権や基本的自由を尊重したものであるべきである。

電子的移転可能記録及び商品の輸送に関連するその他デジタル情報

33. 2021年の英国議長下G7で決定された電子移転可能記録に関するG7協力の枠組みを踏まえ、政府と産業界双方の我々の専門家は、電子移転可能記録の使用と受け入れを促進するための電子移転可能記録に関する

UNCITRAL モデル法に合致する適切な法的枠組みの設計と実施、及び電子プラットフォームを用いた貨物輸送情報及び文書の交換に関するベストプラクティス及びソリューションに関する対話を継続する。

34. 我々は、附属書 2 に含まれる電子的移転記録の利用を促進するための国内の法的枠組みのための原則を支持する。
35. 加えて、我々は、技術的な相互運用性の支援を含め、国境を越えた電子的移転可能記録の利用及び貨物輸送を促進するための事業者による当局とのデジタル通信の利用を可能とする法的枠組みの促進の重要性を認識する。このため、我々は、附属書 2 に含まれる原則の促進を含め、電子的移転可能記録に関する G7 協力の枠組に規定されているように、国際的に法改正を促進し支援する。さらに、紙が既定の選択肢として残ることがないように、貨物輸送に関連する行政手続のデジタル化に取り組む。我々は、貿易プロセスにおける新技術の使用のための相互運用性及び国際標準の開発に関して、関連する国際フォーラムにおいて進行中の取組を引き続き支援する。

今後に向けて

36. デジタル・技術作業部会における我々の取組を通じて、また、自由、民主主義、人権の尊重及び法の支配といった我々が共有する基本的価値に基づき、我々は、デジタルにつながった世界において共に強くなるために同志国パートナー間のより強い協力を必要とする政策課題についての我々の共通理解を深めてきた。
37. 我々は、6 月 26 日から 28 日にかけてシュロス・エルマウで開催される G7 サミットにおいて、G7 首脳がこれらのトピックに取り組むことを提言する。
38. 我々は、2023 年に日本が G7 議長国として、この宣言を基に、特にデータ保護及びプライバシー関連当局のラウンドテーブルでの議論を通じて、DFFT のための規制協力の促進を含む DFFT 及びオンラインの安全性に関する取組を継続する意思があることを歓迎する。議長国となる日本はまた、我々の民主主義的価値に基づき、人工知能に対する人間中心のアプローチ、Beyond5G/6G 及び信頼性を向上させる新興技術の促進等、その他のデジタルに関する優先分野にも焦点を当てる予定である。